

特定母樹応募要領

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）第 2 条第 2 項において、特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものを農林水産大臣が「特定母樹」として指定し、その増殖の実施の促進を図ることとされています。

特定母樹の指定の候補となる樹木を下記により募集します。

記

1 募集の対象となる樹木

特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたもの（具体的な基準は、別紙 1 の特定母樹指定基準によります。）で、林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 2 条第 1 項の政令で定める樹種（スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、カラマツ、エゾマツ、トドマツ、リュウキュウマツ）であること。

2 募集について

（1）応募方法

林野庁森林整備部研究指導課宛て郵送により提出してください。

【提出先】〒100-8952 東京都千代田区霞が関 1-2-1

林野庁森林整備部研究指導課

（2）応募書類

別紙 2 の申請様式に御記入ください。

（3）応募受付

随時受け付けています。

（4）留意事項

応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。

（5）問合せ先

林野庁森林整備部研究指導課 TEL : 03-6744-2312 FAX : 03-3502-2104

3 選定方法等

（1）選定方法

別紙1の特定母樹指定基準に基づき申請個体の適否を判断します。

なお、申請個体の適否を判断する上で、外部専門家（大学などの研究者等）の意見が必要な場合はその意見を聴いた上で判断します。

(2) 選定スケジュール

8月、11月、2月頃に、それまでに受け付けた申請個体の適否を判断します。

(3) 応募者への通知

応募者に対し、申請個体の選定の適否を通知します。

(4) 留意事項

応募者に対し、ヒアリングや現地確認等をお願いする場合があります。

選定スケジュールは、応募状況等により変更される場合があります。

4 指定の手続等

(1) 特定母樹の指定手続

選定された個体は、特定母樹に指定された樹木として官報に告示します。

(2) 特定母樹指定後の管理等

①林野庁

特定母樹のデータ（指定番号、樹種、指定本数、所在場所、所有者、植栽に適した地域・環境、成長量や材質等に係るデータ）については、ホームページに掲載するとともに各都道府県に提供します。

②所有者等

特定母樹の種穂の配布に供せられるよう、所有する特定母樹の適切な育成・保存に努めるものとします。